

市政電話サービス
市へのご意見・ご要望は休日など執務時間外でしたら
意見・要望承り電話
声の「広報あしや」
4444
4894
市政ニュースを24時間中お聞きいただけます

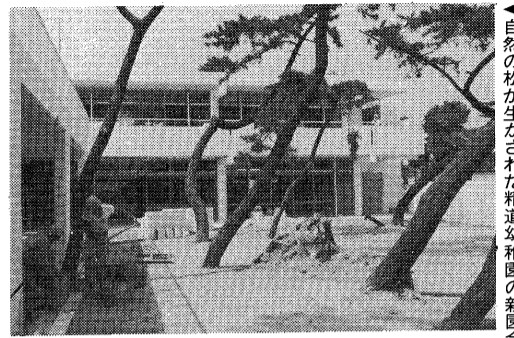
広報あしや

芦屋市の人口と面積

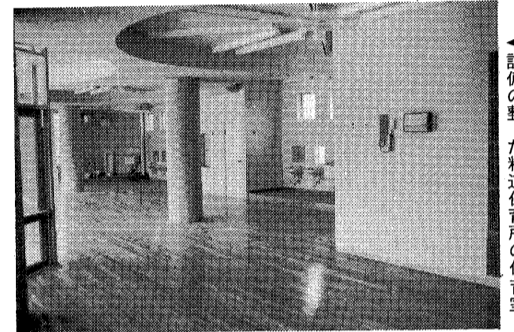
— 8月1日推計人口 —

人口総数	75,007	世帯数	22,325
男	36,071	面積	16.07km ²
女	38,936		

昭和48年 8月20日 第302号 発行所 芦屋市精道町7-6 芦屋市役所 発行人 芦屋市長 編集 公聴広報課 印刷所 オール出版印刷 毎月2回5日20日発行 全世帯配布 昭和29年1月25日第3種郵便物認可(定価2円)



精道幼稚園 精道保育所 が完成



▲自然の松が生かされた精道幼稚園の新園舎
▲設備の整った精道保育所の保育室

として、精道町九番十六号に市立精道保育所がお目見えしました。ユニークな姿の園舎は、また保育に機能性をもたせるよう設計されています。保育定員は二才未満児四十二人、三才以上児四十八人の計九十人で、九月一日から新園舎で保育を開始します。

市立精道・宮川・山手・岩園・小穂・朝日ヶ丘の各幼稚園に欠員ができましたので、若千名を募集します。▼対象は昭和四十二年四月二日～四十四年四月一日生まれのお子さん▼用紙交付は八月二十七日～三十一日、受け付けは二十八日～三十一日。いずれも午前九時から正午まで各幼稚園で行ないます。▼お問い合わせは市教委管理課(電話②二二二)へ。

市立幼稚園児の九月募集

市立精道・宮川・山手・岩園・小穂・朝日ヶ丘の各幼稚園に欠員ができましたので、若千名を募集します。▼対象は昭和四十二年四月二日～四十四年四月一日生まれのお子さん▼用紙交付は八月二十七日～三十一日、受け付けは二十八日～三十一日。いずれも午前九時から正午まで各幼稚園で行ないます。▼お問い合わせは市教委管理課(電話②二二二)へ。

市立幼稚園児の九月募集

市立精道・宮川・山手・岩園・小穂・朝日ヶ丘の各幼稚園に欠員ができましたので、若千名を募集します。▼対象は昭和四十二年四月二日～四十四年四月一日生まれのお子さん▼用紙交付は八月二十七日～三十一日、受け付けは二十八日～三十一日。いずれも午前九時から正午まで各幼稚園で行ないます。▼お問い合わせは市教委管理課(電話②二二二)へ。

市立幼稚園児の九月募集

市立精道・宮川・山手・岩園・小穂・朝日ヶ丘の各幼稚園に欠員ができましたので、若千名を募集します。▼対象は昭和四十二年四月二日～四十四年四月一日生まれのお子さん▼用紙交付は八月二十七日～三十一日、受け付けは二十八日～三十一日。いずれも午前九時から正午まで各幼稚園で行ないます。▼お問い合わせは市教委管理課(電話②二二二)へ。

市立幼稚園児の九月募集

市立精道・宮川・山手・岩園・小穂・朝日ヶ丘の各幼稚園に欠員ができましたので、若千名を募集します。▼対象は昭和四十二年四月二日～四十四年四月一日生まれのお子さん▼用紙交付は八月二十七日～三十一日、受け付けは二十八日～三十一日。いずれも午前九時から正午まで各幼稚園で行ないます。▼お問い合わせは市教委管理課(電話②二二二)へ。

新用途地域の決定に伴い 高度地区準防火区域を再検討

新用途地域は九月に決定する予定ですが、市街地における土地利用の根幹というべき新用途地域が決まれば、新用途地域別に建築物の用途や形態が規制されます。さらに地域の特性を生かすための規制、すなわち地域地区を都市計画法に基づいて指定することができ、防火地域を考えています。

新用途地域は九月に決定する予定ですが、市街地における土地利用の根幹というべき新用途地域が決まれば、新用途地域別に建築物の用途や形態が規制されます。さらに地域の特性を生かすための規制、すなわち地域地区を都市計画法に基づいて指定することができ、防火地域を考えています。

新用途地域は九月に決定する予定ですが、市街地における土地利用の根幹というべき新用途地域が決まれば、新用途地域別に建築物の用途や形態が規制されます。さらに地域の特性を生かすための規制、すなわち地域地区を都市計画法に基づいて指定することができ、防火地域を考えています。

新用途地域は九月に決定する予定ですが、市街地における土地利用の根幹というべき新用途地域が決まれば、新用途地域別に建築物の用途や形態が規制されます。さらに地域の特性を生かすための規制、すなわち地域地区を都市計画法に基づいて指定することができ、防火地域を考えています。

新用途地域は九月に決定する予定ですが、市街地における土地利用の根幹というべき新用途地域が決まれば、新用途地域別に建築物の用途や形態が規制されます。さらに地域の特性を生かすための規制、すなわち地域地区を都市計画法に基づいて指定することができ、防火地域を考えています。

新用途地域は九月に決定する予定ですが、市街地における土地利用の根幹というべき新用途地域が決まれば、新用途地域別に建築物の用途や形態が規制されます。さらに地域の特性を生かすための規制、すなわち地域地区を都市計画法に基づいて指定することができ、防火地域を考えています。

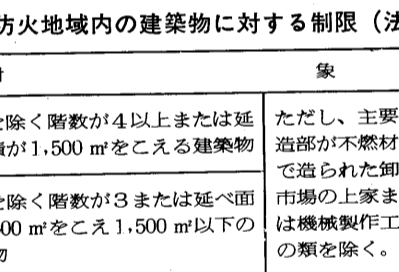
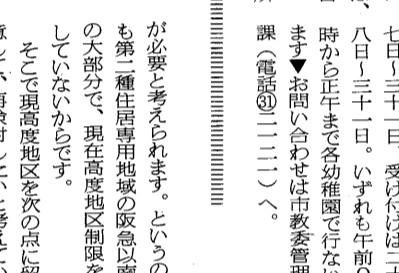
新用途地域は九月に決定する予定ですが、市街地における土地利用の根幹というべき新用途地域が決まれば、新用途地域別に建築物の用途や形態が規制されます。さらに地域の特性を生かすための規制、すなわち地域地区を都市計画法に基づいて指定することができ、防火地域を考えています。

新用途地域は九月に決定する予定ですが、市街地における土地利用の根幹というべき新用途地域が決まれば、新用途地域別に建築物の用途や形態が規制されます。さらに地域の特性を生かすための規制、すなわち地域地区を都市計画法に基づいて指定することができ、防火地域を考えています。

新用途地域は九月に決定する予定ですが、市街地における土地利用の根幹というべき新用途地域が決まれば、新用途地域別に建築物の用途や形態が規制されます。さらに地域の特性を生かすための規制、すなわち地域地区を都市計画法に基づいて指定することができ、防火地域を考えています。

新用途地域は九月に決定する予定ですが、市街地における土地利用の根幹というべき新用途地域が決まれば、新用途地域別に建築物の用途や形態が規制されます。さらに地域の特性を生かすための規制、すなわち地域地区を都市計画法に基づいて指定することができ、防火地域を考えています。

新用途地域は九月に決定する予定ですが、市街地における土地利用の根幹というべき新用途地域が決まれば、新用途地域別に建築物の用途や形態が規制されます。さらに地域の特性を生かすための規制、すなわち地域地区を都市計画法に基づいて指定することができ、防火地域を考えています。



準防火地域内の建築物に対する制限 (法62条)

対 象	構 造	
① 地階を除く階数が4以上または延べ面積が1,500㎡をこえる建築物	耐火建築物	
② 地階を除く階数が3または延べ面積が500㎡をこえ1,500㎡以下の建築物	耐火建築物または簡易耐火建築物	
③ ①、②以外の木造建築物	外壁および軒裏で延焼のおそれのある部分	防火構造
	高さ2mをこえる附属の門またはへいで延焼のおそれのある部分	不燃材料で造るか、おおう。

準防火地域内にある建築物に対するその他の制限 ①屋根—耐火構造でないものは不燃材料で造るか、ふく〔法63条〕。②外壁の開口部—延焼のおそれのある部分では防火戸その他の防火設備を設ける〔法64条〕。

準防火地域内にある建築物に対するその他の制限 ①屋根—耐火構造でないものは不燃材料で造るか、ふく〔法63条〕。②外壁の開口部—延焼のおそれのある部分では防火戸その他の防火設備を設ける〔法64条〕。

昭和47年度各会計別決算概況 (単位千円)

会 計 区 分	予 算 額	収 入 済 額	支 出 済 額	差 引
一 般 会 計	6,219,383	5,972,604	5,844,184	128,420
特 別 会 計				
国民健康保険	442,674	405,143	437,558	△ 32,415
下水道事業	1,508,854	1,417,854	1,395,073	22,781
北部土地区画整理事業	157,600	174,267	94,280	79,987
公共用地取得	705,841	606,712	666,917	△ 60,205
交通災害共済	13,400	16,465	8,713	7,752
小 計	2,828,369	2,620,441	2,602,541	17,900
総 計	9,047,752	8,593,045	8,446,725	146,320

第14回将棋大会

芦屋市民
▼とき 八月二十六日(日)午前10時開会
▼ところ 市立公民館
▼競技方法 A組(有段者)、B組(一級～四級)、C組(五級～八級)、D組(九級以下)
▼参加資格 芦屋市民または市内に在住する者
▼参加費 一人三百円(昼食費を含む)
▼申込方法 八月二十五日(土)までに市立公民館へ。当日も受け付けますが、午前九時～十時までに限ります。

ごみは決められた日に

▼ごみは決められた日の朝に—
前の晩から出されますと、イヌやネコが荒らしてまぢがよくなります。
▼「燃えるごみ」は必ずペール缶かポリ袋で袋がやぶれたり、底がぬけたりでは、作業がしにくく、あとの掃除がたいへんです。
くわしいことは…環境衛生課(電話②2155)まで

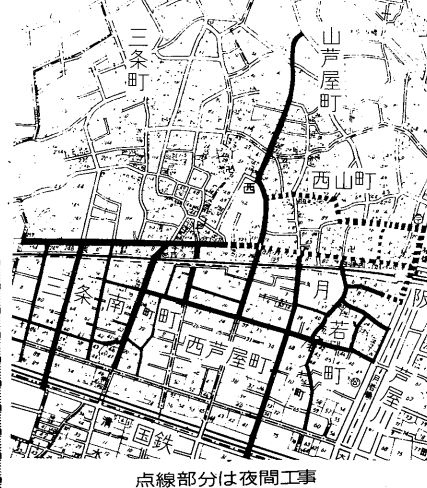
ごみの知識
決められた場所へ!

▼引越しのごみ・大型ごみ・葉刈りのごみはお電話で電話申込制(有料)になっています。定日収入日にはお出しにならないでください。
▼バス停や公園においてあるごみ箱にはご家庭のごみを入れないでください
▼台所の残りものは必ず水切りをしてから

月若町 管の布設始まる

下水道 工事中は車両通行止

下水道工事の施工区域



点線部分は夜間工事

施工区域	施工期間
月若町および西芦屋町の一部	8月1日～12月5日
月若町(夜間工事)	8月18日～8月28日
三条南町および西芦屋町	8月5日～11月2日
水道みち(東半分夜間工事)	10月1日～12月10日
水道みち(西半分)	9月11日～10月30日
西山町、山芦屋町南北線	8月2日～9月30日
西山町(夜間工事)	8月2日～

八月には、下水道管の布設が開始され、下水道工事の布設が始まりました。工事がいつまでに行われるかは、左の図のとおりです。その工事期間は下表のとおりです。工事中は、車は通行止めになります。そのほか、下水道管の布設は、下水道管の敷設が完了した時点で本舗装し、車は通行止めになります。そのほか、下水道管の敷設が完了した時点で本舗装し、車は通行止めになります。

市下水道部では、次のとおり下水道施設の工事を進めています。これは毎年行なわれている九月十日の下水道促進デーの催しとして、市民のみなさんに下水道についての理解を深めていただくために行なうものとして行なう予定です。

下水道受益者 負担金の納期

第二期の納期は八月末日です。お手もとにお送りしてある納付書でも、よりの銀行か市内郵便局で納付してください。納付書をお送りされた場合は市下水道事務所へご連絡ください。再発行はお受けできません。

下水道施設の見学会

市下水道部では、次のとおり下水道施設の見学会を開きます。これは毎年行なわれている九月十日の下水道促進デーの催しとして、市民のみなさんに下水道についての理解を深めていただくために行なうものとして行なう予定です。

下水処理場の見学会

市下水処理場では、次のとおり下水処理場の見学会を開きます。これは毎年行なわれている九月十日の下水道促進デーの催しとして、市民のみなさんに下水道についての理解を深めていただくために行なうものとして行なう予定です。



下水処理場の様子

下水処理場は、来年一月の処理開始をひかえて仕上げを急いでいる。見学会のときは汚水を取水し、試運転を行っている。開始は八月十日(金)と十一日(土)の二日、午後二時から三時まで。集合場所は月若町市役所前(右)でおこないます。

募 集

市民プール一時休業
水不足のため、市民プールは八月十七日から一時休業させていただきます。水事情が好転しだい再開いたします。

水泳中止
8月24日(金)に行なう予定だった市民水泳大会は中止いたします。

婦人スポーツ教室
健康のため、気軽にできる卓球やパドミントンをやってみませんか。

壮年婦人バレーボール
四十五歳以上の方の婦人バレーボールのクラブができました。初めての方も歓迎です。

スポーツクラブ
加入されるかたは次の練習日に申し込みください。

バレーボール：毎月曜日午後六時～八時三十分
バスケットボール：毎月曜日午後六時～八時三十分
少年少女卓球：毎月曜日午後三時三十分～五時

予 防 接 種

生後六か月から二十四か月まで、表で第一期種痘予接種をします。お申し込みは、市内二十九日。期間：九月一日～二十九日。

募 集

市民プール一時休業
水不足のため、市民プールは八月十七日から一時休業させていただきます。水事情が好転しだい再開いたします。

水泳中止
8月24日(金)に行なう予定だった市民水泳大会は中止いたします。

婦人スポーツ教室
健康のため、気軽にできる卓球やパドミントンをやってみませんか。

壮年婦人バレーボール
四十五歳以上の方の婦人バレーボールのクラブができました。初めての方も歓迎です。

スポーツクラブ
加入されるかたは次の練習日に申し込みください。

バレーボール：毎月曜日午後六時～八時三十分
バスケットボール：毎月曜日午後六時～八時三十分
少年少女卓球：毎月曜日午後三時三十分～五時

老人・障害者

医療証の交換
医療証を新しい受給者証(ピンク色)と交換しています。新しい受給者証を受け取り、旧受給者証を返却していただきます。

入学前・卒業前シテリア予接種
来春小学校入学・卒業のお子さんをお対象に、シテリアの予接種を実施します。ことしから個別接種方式になり、もよりの医療機関で期間内にお受けいただくことになりました。なお、種痘は来年二月に予定しています。

個人事業税の納期
個人事業税第一期の納期は八月三十一日までです。納期内にお納めください。

種 痘 第 一 期 の 予 防 接 種

院内	受けるための病院、医院	電話番号
1	岡筋院	0401
2	松野院	0627
3	松野院	1641
4	松野院	2251
5	松野院	2156
6	松野院	3221
7	松野院	4040
8	松野院	0445
9	松野院	5036
10	松野院	2193
11	松野院	3274
12	松野院	0003
13	松野院	2480
14	松野院	2701
15	松野院	3826
16	松野院	2234
17	松野院	5124
18	松野院	3823
19	松野院	3791
20	松野院	1450
21	松野院	1363
22	松野院	0700
23	松野院	3880
24	松野院	0338
25	松野院	0329
26	松野院	4624
27	松野院	3548
28	松野院	6828
29	松野院	3014

募 集

市民プール一時休業
水不足のため、市民プールは八月十七日から一時休業させていただきます。水事情が好転しだい再開いたします。

水泳中止
8月24日(金)に行なう予定だった市民水泳大会は中止いたします。

婦人スポーツ教室
健康のため、気軽にできる卓球やパドミントンをやってみませんか。

壮年婦人バレーボール
四十五歳以上の方の婦人バレーボールのクラブができました。初めての方も歓迎です。

スポーツクラブ
加入されるかたは次の練習日に申し込みください。

バレーボール：毎月曜日午後六時～八時三十分
バスケットボール：毎月曜日午後六時～八時三十分
少年少女卓球：毎月曜日午後三時三十分～五時

老人・障害者

医療証の交換
医療証を新しい受給者証(ピンク色)と交換しています。新しい受給者証を受け取り、旧受給者証を返却していただきます。

入学前・卒業前シテリア予接種
来春小学校入学・卒業のお子さんをお対象に、シテリアの予接種を実施します。ことしから個別接種方式になり、もよりの医療機関で期間内にお受けいただくことになりました。なお、種痘は来年二月に予定しています。

個人事業税の納期
個人事業税第一期の納期は八月三十一日までです。納期内にお納めください。

くらしのレポート

所得の向上につれて食べもの好みも多様化し、よりおいしいものへと変わってしまいました。牛肉の消費は、ここ数年の間、めざましくふえ、昭和四十四年には一人年間平均約一・四七キログラムを食べていたものが、四十七年には三・五キログラムと、わずか三年間に二倍以上ふえています。そこで牛肉の値上がりによる背景や問題点、消費行動などについて考えてみましょう。

牛肉の消費

牛肉の消費は、ここ数年の間、めざましくふえ、昭和四十四年には一人年間平均約一・四七キログラムを食べていたものが、四十七年には三・五キログラムと、わずか三年間に二倍以上ふえています。そこで牛肉の値上がりによる背景や問題点、消費行動などについて考えてみましょう。

募 集

市民プール一時休業
水不足のため、市民プールは八月十七日から一時休業させていただきます。水事情が好転しだい再開いたします。

水泳中止
8月24日(金)に行なう予定だった市民水泳大会は中止いたします。

婦人スポーツ教室
健康のため、気軽にできる卓球やパドミントンをやってみませんか。

壮年婦人バレーボール
四十五歳以上の方の婦人バレーボールのクラブができました。初めての方も歓迎です。

スポーツクラブ
加入されるかたは次の練習日に申し込みください。

バレーボール：毎月曜日午後六時～八時三十分
バスケットボール：毎月曜日午後六時～八時三十分
少年少女卓球：毎月曜日午後三時三十分～五時

老人・障害者

医療証の交換
医療証を新しい受給者証(ピンク色)と交換しています。新しい受給者証を受け取り、旧受給者証を返却していただきます。

入学前・卒業前シテリア予接種
来春小学校入学・卒業のお子さんをお対象に、シテリアの予接種を実施します。ことしから個別接種方式になり、もよりの医療機関で期間内にお受けいただくことになりました。なお、種痘は来年二月に予定しています。

個人事業税の納期
個人事業税第一期の納期は八月三十一日までです。納期内にお納めください。

種痘 第一期の予接種

生後六か月から二十四か月まで、表で第一期種痘予接種をします。お申し込みは、市内二十九日。期間：九月一日～二十九日。

募 集

市民プール一時休業
水不足のため、市民プールは八月十七日から一時休業させていただきます。水事情が好転しだい再開いたします。

水泳中止
8月24日(金)に行なう予定だった市民水泳大会は中止いたします。

婦人スポーツ教室
健康のため、気軽にできる卓球やパドミントンをやってみませんか。

壮年婦人バレーボール
四十五歳以上の方の婦人バレーボールのクラブができました。初めての方も歓迎です。

スポーツクラブ
加入されるかたは次の練習日に申し込みください。

バレーボール：毎月曜日午後六時～八時三十分
バスケットボール：毎月曜日午後六時～八時三十分
少年少女卓球：毎月曜日午後三時三十分～五時

老人・障害者

医療証の交換
医療証を新しい受給者証(ピンク色)と交換しています。新しい受給者証を受け取り、旧受給者証を返却していただきます。

入学前・卒業前シテリア予接種
来春小学校入学・卒業のお子さんをお対象に、シテリアの予接種を実施します。ことしから個別接種方式になり、もよりの医療機関で期間内にお受けいただくことになりました。なお、種痘は来年二月に予定しています。

個人事業税の納期
個人事業税第一期の納期は八月三十一日までです。納期内にお納めください。